

令和6年厚木市教育委員会10月定例会日程

日時 令和6年10月22日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 報告事項

- | | | |
|----------------------------|---------|-------|
| (1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について | 【教育総務課】 | (資料1) |
| (2) 第38回和田傳文学賞受賞者について | 【教育指導課】 | (資料2) |
| (3) 給食用食材の放射性物質の測定結果について | 【学校給食課】 | (資料3) |

4 閉会

令和6年10月定例教育委員会教育長報告

令和6年9月27日（金）に開催されました9月定例会以後の主な行事等20件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 9月29日（日） 厚木市立林中学校
令和6年度市民健康まつり（地区運動会）
○訪問地区 睦合西地区
○参加者数 約400人
- 2 9月30日（月） 厚木市立荻野小学校ほか
学校訪問
○訪問校 荻野小学校、荻野中学校
- 3 10月 1日（火） 厚木市役所本庁舎 4階 大会議室
教育長任命発令
- 4 10月 4日（金） 座間市役所 5階 教育委員会室
令和6年度 第2回県央教育事務所管内教育長会議
- 5 10月 6日（日） 上三田青少年広場ほか
令和6年度市民健康まつり（地区運動会）
○訪問地区 5地区（睦合北、睦合南、荻野、小鮎、相川）
○参加者数 約3,130人（5地区合計）
- 6 同 日 厚木市立厚木小学校
小学校運動会
- 7 同 日 あつぎ市民交流プラザ 6階 601会議室
フライトゥーニュージーランドプロジェクトインハミルトン
Fly to NZ Project in Hamilton 2024 実績報告会
○参加者 留学生10人、保護者、グローバル教育交流事業実行委員会委員長、委員、
留学生所属学校長、教諭ほか関係者 全44人
- 8 10月 7日（月） 厚木市立清水小学校
学校訪問

- 9 同日(10月7日) 厚木市役所本庁舎 4階 大会議室
アルファクラブ武蔵野カップ 第4回関東近県低学年学童軟式野球大会出場チーム
市長表敬訪問
○訪問者 少年軟式野球チーム ペガサス選手10人、監督、コーチ、保護者、
厚木市少年野球協会会長、副会長2人、理事長
- 10 10月8日(火) 厚木市立厚木中学校
学校訪問
- 11 同日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
第19回ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会出場選手 市長表敬訪問
○訪問者 玉川小学校3年生児童、4年生児童、保護者、
厚木市ファミリーグラウンド・ゴルフ協会会長
- 12 10月11日(金) 厚木市立厚木第二小学校ほか
学校訪問
○訪問校 厚木第二小学校、相川小学校
- 13 10月12日(土) 厚木市立三田小学校ほか
小学校運動会
○訪問校 三田小学校、上荻野小学校
- 14 10月13日(日) 厚木市立厚木小学校ほか
令和6年度市民健康まつり(地区運動会)
○訪問地区 7地区(厚木北、依知北、依知南、玉川、南毛利、南毛利南、森の里)
○参加者数 約5,250人(7地区合計)
- 15 10月16日(水) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
教育委員会委員任命発令
- 16 10月19日(土) 厚木市立南毛利中学校
文化発表会「桐輝祭」
- 17 同日 レンブラントホテル厚木 2階 暁紅
三師会学校保健連絡会 第21回合同研修会
- 18 10月20日(日) ツユキ及川球技場
令和6年度厚木市少年少女球技大会
○参加児童数 約190人

19 同日（10月20日） 厚木市立緑ヶ丘小学校

令和6年度市民健康まつり（地区運動会）

○訪問地区 緑ヶ丘地区

○参加者数 約400人

20 令和6年厚木市議会第6回会議（9月定例会議） ※ 前回報告以降の内容

① 会議期間

9月2日（月）から10月7日（月）まで（36日間）

② 予算決算常任委員会（10月4日（金））

○議案第48号 令和5年度厚木市一般会計歳入歳出決算について 【認定すべきもの】

○議案第62号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第4号） 【可決すべきもの】

③ 本会議（10月7日（月））

○議案第48号 令和5年度厚木市一般会計歳入歳出決算について 【認定】

○議案第62号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第4号） 【可決】

○陳情第5号 国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書を国に提出することを求める陳情 【採択】

第 3 次厚木市教育振興基本計画策定方針（案）

1 策定の趣旨

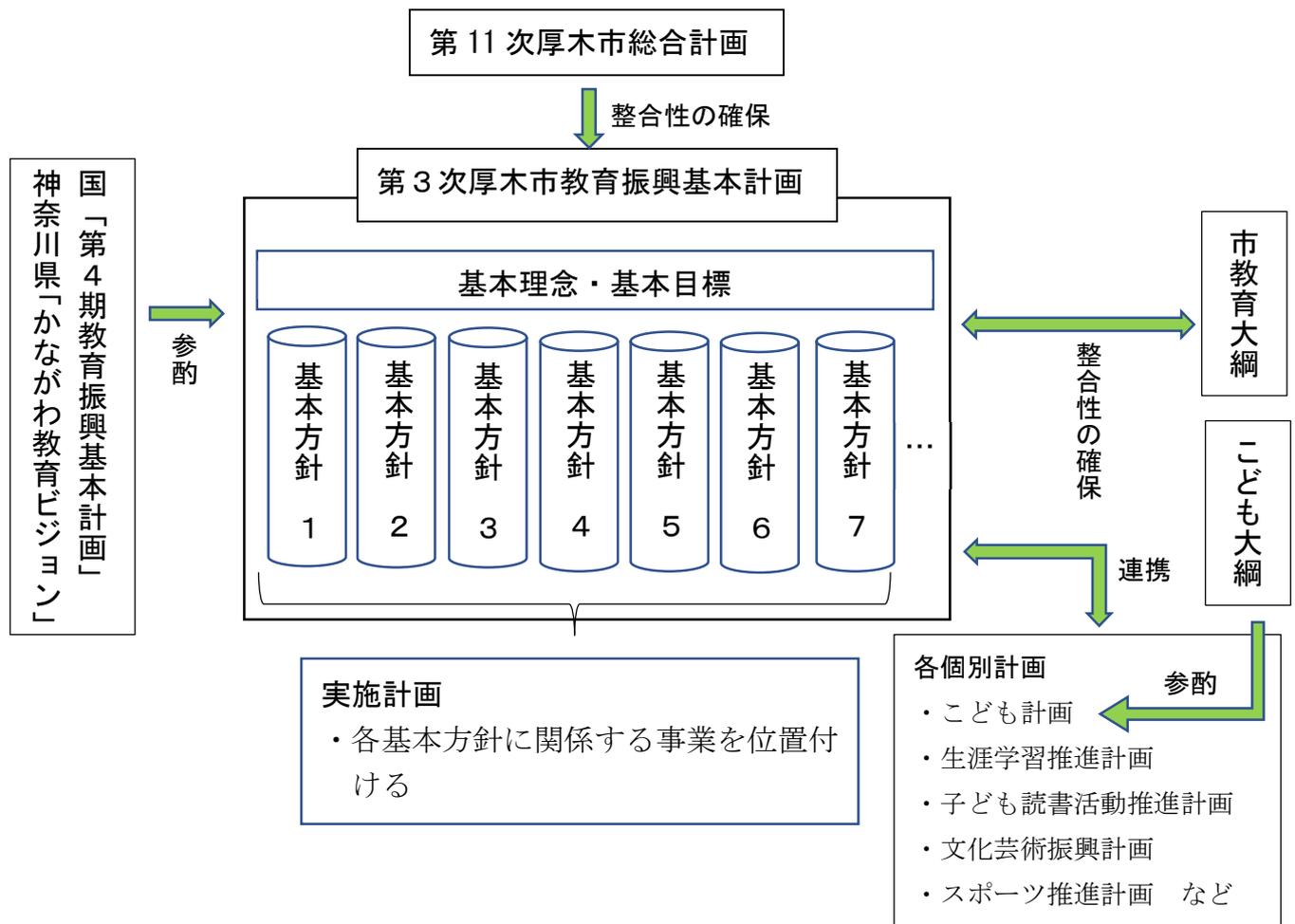
本市では、令和 3 年度から令和 14 年度までの 12 年間の計画期間とした第 2 次厚木市教育振興基本計画（以下「現行計画」という。）に基づき、学校教育や社会教育など、様々な事業を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会様式の変化や少子化の加速、デジタル化の一層の進展など、現行計画策定時から教育環境が大きく変化しています。

また、令和 5 年度を始期とする国の第 4 期教育振興基本計画及び令和 8 年度を始期とする第 11 次厚木市総合計画と整合性を図るとともに、将来を見据えた教育の方向性を定める必要があることから、現行計画を見直し、新たに第 3 次厚木市教育振興基本計画（以下「次期計画」という。）を策定します。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

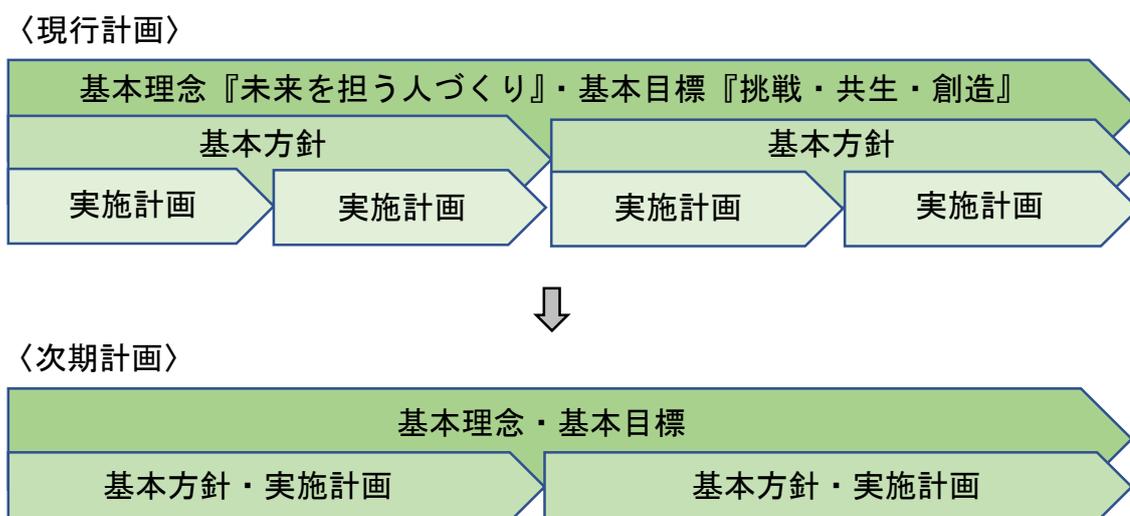
次期計画は、国の第 4 期教育振興基本計画及び神奈川県のかながわ教育ビジョンを参酌し、上位計画である市総合計画及び関連計画との整合性を図り策定するものです。



(2) 計画の構成及び考え方

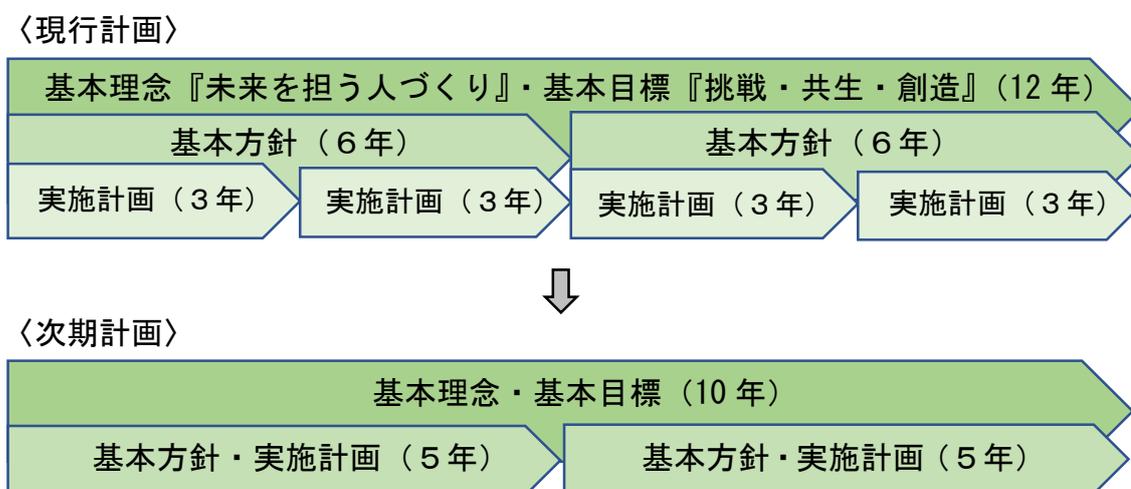
現行計画は、本市の教育のあるべき姿を表す「基本理念」、基本理念を実現するための「基本目標」、基本目標を達成するための「基本方針」及び実際に実施する事業をまとめた「実施計画」を策定し、施策を推進するとともに取組の評価等を一体的に行っています。

次期計画では、計画期間を通して掲げるべき「基本理念」と「基本目標」、計画期間内で社会状況の変化等への対応が必要と考えられる「基本方針」と「実施計画」をそれぞれ一体化し、よりシンプルで分かりやすい構成とします。



(3) 計画の期間

次期計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、基本方針・実施計画については、社会状況の変化が見込まれることや市総合計画のアクションプランの計画期間を踏まえ、各5年間の計画とします。



3 策定に当たって考慮すべき視点

次期計画は、現行計画の成果と課題を踏まえるとともに、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現に向け、学校教育や社会教育、生涯学習など広く本市の教育の在り方を示す計画とし、次の視点を踏まえ策定します。

(1) ウェルビーイング^{※1}の実現

学校教育においては、子どもたちが自分らしく笑顔で学校生活を送ることができるようウェルビーイングの向上を図るのはもちろんのこと、教職員の心身の状態や良好な労働環境などのウェルビーイングを実現することが重要となります。

また、社会教育・生涯学習を通じて、子どもから大人まで、社会全体でウェルビーイングの実現を目指す取組が求められています。

(2) 持続可能な社会の担い手の育成

将来の予測が困難な時代において、いかに社会が変化しようと、社会を持続的に発展させていくために、主体的かつ他者ととともに協調して生きていくための力を育成する必要があります。

(3) 確かな学力や豊かな心の育成に資する教育環境の整備

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や新しい時代に求められる資質・能力の育成、子どもたちの豊かな情操や道徳心を養うにふさわしい学校教育環境を整備していく必要があります。また、学校規模の適正化や義務教育9年間を見通した教育の推進、安心・安全で質の高い学校施設の整備などを進めていく必要があります。

(4) 学校・地域・家庭との連携・協働の推進

コミュニティスクール^{※2}と地域学校協働活動^{※3}の一体的な推進など、学校が家庭や地域社会と連携・協働し、社会全体で子どもたちを見守り育てていく取組を推進していく必要があります。

(5) スポーツ活動と文化芸術の振興

他者との協働や世代を超えて尊重し合う社会づくりなど、スポーツに備わる力は大きく、持続可能な社会づくりの実現に必要不可欠なため、積極的にスポーツ活動の推進に取り組む必要があります。

また、市民が心豊かな生活を実現できるよう、文化芸術活動の普及や若い世代の人材育成など、文化芸術を未来へつないでいく取組を推進する必要があります。

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。

※2 学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

※3 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互パートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

(6) 幼保小連携の推進

幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校では、その芽生えを更に伸ばしていくことが必要となります。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要であり、効果的な幼保小連携の取組を推進していく必要があります。

(7) 生涯学習の推進

人生 100 年時代において、誰もが生涯を通して学び、活躍していくため、生涯学習の必要性が高まっています。誰もが自分らしく学ぶこと、個人の成長や学んだことをいかした社会への貢献、さらにリカレント教育^{※4}ができる環境を整えていく必要があります。

(8) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）^{※5}の推進

ICT^{※6}を活用することで、習熟度別の教育など、子どもたちが自身の個性や特徴に合わせて学べる環境を整備すること、さらに教職員の労働環境の改善や効率化を図ることができます。デジタルも活用して問題解決や価値創造できる人材の育成などを目指し、教育DXを推進していく必要があります。

※4 学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育

※5 デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること。

※6 Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、多くの場合、ICTは「情報通信技術」と和訳される。

4 市民参加手続

(1) 審議会等（(仮称)厚木市教育振興基本計画審議会）

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

※その他、児童・生徒を対象にアンケート調査を実施

学校教育以外の分野については市民実感度調査を活用

5 策定体制

(1) 附属機関

(仮称)厚木市教育振興基本計画審議会

公募による市民、学識経験者、関係団体の代表者等により構成し、次期計画の策定について、教育委員会の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

(2) 庁内検討組織

厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

教育委員会各部長及び次期計画策定に係る各課等長により構成し、次期計画の策定に必要な事項の調査検討を行います。

6 策定スケジュール

	令和6年度						令和7年度												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定状況	● 策定方針							● 計画案策定									● 計画策定		
(仮称)厚木市教育振興基本計画審議会																			→
厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会																			→
市民参加手続											● 意見交換会								→
その他		→ アンケート（児童・生徒対象）																	→
				必要に応じて総合教育会議															

7 教育大綱との関係について

現行計画は、現行の市教育大綱（期間：令和3年度～令和8年度）と整合性を図っています。次期計画策定に当たっても、両者における基本理念や基本目標について整合性を図れるよう取組を進めていきます。

項目	教育大綱	教育振興基本計画
内容	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
法令根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。	教育基本法 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
策定要件	必須	努力義務
策定主体	地方公共団体の長	地方公共団体

**報告事項 2 については、
非公開案件となります。**

給食用食材の放射性物質の測定結果一覧表

令和6年9月25日現在

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
7月2日	学校給食	玉ねぎ	神奈川県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		じゃがいも	千葉県	不検出 <1.74	不検出 <2.55	不検出 <2.79
		小松菜	神奈川県	不検出 <2.25	不検出 <3.30	不検出 <3.61
7月3日	保育所給食	トマト	愛知県	不検出 <2.24	不検出 <3.40	不検出 <3.69
		なす	群馬県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
7月9日	学校給食	セロリ	長野県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		キャベツ	群馬県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にんじん	青森県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
7月10日	保育所給食	きゅうり	神奈川県	不検出 <2.11	不検出 <3.10	不検出 <3.39
		ピーマン	茨城県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
7月16日	学校給食	もやし	神奈川県	不検出 <2.06	不検出 <3.12	不検出 <3.39
		なす	茨城県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		きゅうり	神奈川県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
7月17日	保育所給食	キャベツ	群馬県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		玉ねぎ	兵庫県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
7月24日	保育所給食	ねぎ	茨城県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		ひじき	大分県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
7月29日	学校給食	調理後の中学校給食(7/4~12日分)		不検出 <1.98	不検出 <2.91	不検出 <3.18
7月30日	学校給食	調理後の小学校給食(7/4~12日分) 専門機関による測定 (ゲルマニウム半導体検出器)		不検出 <0.70	不検出 <0.40	不検出 <0.60
7月31日	保育所給食	大根	北海道	不検出 <2.24	不検出 <3.39	不検出 <3.68
		にんじん	青森県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
8月7日	保育所給食	きゅうり	岩手県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		なす	神奈川県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
8月14日	保育所給食	じゃがいも	茨城県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		トマト	山形県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
8月21日	保育所給食	キャベツ	群馬県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にら	栃木県	不検出 <2.36	不検出 <3.47	不検出 <3.79
8月27日	学校給食	ごぼう	青森県	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		なす	栃木県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		小松菜	神奈川県	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
8月28日	保育所給食	豚肉	秋田	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
		もやし	栃木	不検出 <2.28	不検出 <3.46	不検出 <3.75
9月3日	学校給食	もやし	栃木	不検出 <1.69	不検出 <2.56	不検出 <2.78
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にがうり	群馬	不検出 <2.05	不検出 <3.01	不検出 <3.30
9月4日	保育所給食	きゅうり	群馬	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		ほうれん草	栃木	不検出 <2.51	不検出 <3.68	不検出 <4.03
9月10日	学校給食	キャベツ	群馬	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にんじん	北海道	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		さやいんげん	青森	不検出 <1.80	不検出 <2.72	不検出 <2.95
9月11日	保育所給食	大根	青森	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		にんじん	北海道	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
9月17日	学校給食	調理後の小学校給食(8/28~29日分)		不検出 <1.73	不検出 <2.61	不検出 <2.84
		調理後の中学校給食(8/28~29日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		大根	北海道	不検出 <1.85	不検出 <2.71	不検出 <2.97
		パセリ	茨城	不検出 <1.73	不検出 <2.61	不検出 <2.84
		ほうれん草	群馬	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
9月18日	保育所給食	玉ねぎ	北海道	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		パプリカ	群馬	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
9月24日	学校給食	調理後の小学校給食(9/2~6日分)		不検出 <2.19	不検出 <3.31	不検出 <3.59
		調理後の中学校給食(9/2~6日分)		不検出 <2.04	不検出 <3.09	不検出 <3.35
		きゅうり	秋田	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		とうがん	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		豚肉	静岡	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
9月25日	保育所給食	さつまいも	千葉	不検出 <1.99	不検出 <3.01	不検出 <3.28
		長ねぎ	青森	不検出 <2.37	不検出 <3.49	不検出 <3.81

※ ☆印の付いている食材は、保護者からの要望により測定をした食材となります。市場の流通状況により入荷する食材の産地が予定していたものと異なることがあります。
 ※ 測定する食材について、保護者要望の提出期限より前の測定につきましては、前月の保護者要望を参考として選定をしています。また、選定した場合につきましては、☆印を付けています。
 ※ 単位はベクレル/キログラムです。
 ※ 「不検出」とは、放射性物質が「検出下限値」に満たない(検出されない)ことを表します。「<」の横の数値は、検出下限値を表しています。検出下限値は、検体の比重、測定条件などにより検体ごとに変動します。
 ※ 食品衛生法上の規制値:一般食品の放射性セシウム規制値は、100ベクレル/キログラムとなっております。規制値を上回らない限り、給食食材として使用しています。

保護者からの測定要望について

令和6年9月24日現在

対象月	食材名(産地)	要望人数	測定日	測定食材
7月	要望なし	0	7月2日	玉ねぎ(神奈川県産) じゃがいも(千葉県産) 小松菜(神奈川県産)
			7月9日	セロリ(長野県産) キャベツ(群馬県産) にんじん(青森県産)
			7月16日	もやし(神奈川県産) なす(茨城県産) きゅうり(神奈川県産)
	要望品目:0		測定品目:9品目 (7月分要望なし)	
8月	要望なし	0	8月27日	ごぼう(青森県産) なす(栃木県産) 小松菜(神奈川県産)
	要望品目:0		測定品目:3品目 (8月分要望なし)	
9月	要望なし	0	9月3日	もやし(栃木県産) 玉ねぎ(北海道産) にがうり(群馬県産)
			9月10日	キャベツ(群馬県産) にんじん(北海道産) さやいんげん(青森県産)
			9月17日	大根(北海道産) パセリ(茨城県産) ほうれん草(群馬県産)
			9月24日	きゅうり(秋田県産) とうがん(神奈川県産) 豚肉(静岡県産)
	要望品目:0		測定品目:12品目 (9月分要望なし)	

※1回の測定で3品目程度の測定を行っております。